緒方桂子 大和田敢太 名古道功

概観

献が多かった点も注目される。民間の

今期の特徴

トライキを敢行し、これを取扱った文 であるが、昨年はプロ野球選手会がス 領域に属する文献の少なさは例年通り また、労使関係法(集団的労働法)の られるのが今期の特徴の一つである。 が公表され、これを検討した文献が見 および「同最終報告書」(同年九月) 究会中間取りまとめ」(〇五年四月) 後の労働契約法制の在り方に関する研 非であることはいうまでもない。「今 な議論を呼ぶのは、労働契約法制の是 改正が行われてきた。今後学界で活発 法の制定など重要な労働法制の制定・ 最近、労働基準法の改正、労働審判

> 労使関係とは異なる側面があるとはい 出版が見られた点も特徴といえる。 あるが、今期は座談会の開催や教材の 労働法の教育のあり方を考える必要が 学院が発足し、選択科目の一つである 労使関係法の基本に属する問題が含ま え、労働組合、団交、ストライキなど たと考えられる。○四年四月に法科大 れているだけに重要なトピックであっ

2 学会の動向

「雇用における年齢差別の法理」、②大 場に立って――参議院議員一二年の経 別報告は以下の四本である。①柳澤武 験から」との特別講演が行われた。個 れた。大脇雅子氏より「労働立法の現 ○五年五月二九日に慶応大学で開催さ 日本労働法学会第一〇九回大会は

> 二、唐津博)、②「ジェンダーと労働 取り上げられなかったことをお断りし 遅くなったので、今期の学界回顧では 報告掲載の学会誌の発刊が例年よりも 柴丈典、水町勇一郎)。(なお当大会諸 からの労働時間法制」(梶川敦子、三 博)、③「ホワイトカラー労働とこれ 法」(笹沼朋子、菅野淑子、中里見 示唆するところ」(有田謙司、古川陽 『雇用契約』――イギリス労働法学の が行われた。①「労働関係の変容と 護」。さらに以下の三つのミニシンポ イツにおける労働者の個人情報保 企業再編と労働法」、④緒方桂子「ド 石玄「スペインにおける従業員代表 ③春田吉備彦「ドイツにおける

「労働契約法の基本理論と政策課題」 第一一〇回大会は、一〇月一六日

事・解雇を対象として」、川田知子 て」、三井正信「企業の社会的権力コ 耕一「労働契約法立法化の意義と適用 をテーマとして岡山大学で開催され ロールの構造」。 川忍「労働契約内容の特定と変更の法 である。浜村彰「報告の趣旨」、鎌田 「有期労働契約の新たな構想-ントロールと労働契約法― た。報告者と報告テーマは以下の通り 非正規の新たな公序に向けて」、野 -就業規則による労働契約コント ―新たな契約類型の形成に向け 人権・人

著書

のあるべき相互関係を詳論するが、そ 集団的規制そして個別的規制の三要素 構想する。その際、使用者の労働条件 た上で、「労働法的規制の再構築」を 集団と個人』(一九九二年)で提唱さ 単独決定の規制との視点から国家法 れた労働者の自己決定権論を精緻化し の分析を踏まえて、『労働法における 律文化社)は、九〇年代以降の労働者 労働法的規制システムの再構築』(法 労働組合および労働法をめぐる変化 西谷敏『規制が支える自己決定

係法」で取り上げる。 労働者概念』(信山社)は、「C雇用関 閣)、および柳屋孝安『現代労働法と 値労働同一賃金原則の可能性』(有斐 ます美『日本の性差別賃金――同一価 的問題を網羅的に論じる。(なお、森 う。高橋保『雇用の政策と法』(ミネ 様、学界にインパクトを与えるであろ 内容が多く含まれており、前掲書同 ならず解釈論上も示唆的かつ刺激的な 定権である。本書には、法政策論のみ の中核に位置するのは労働者の自己決 ルヴァ書房)は、雇用政策に関わる法

規定と具体的努力義務規定に区分し、 尚志「労働立法における努力義務規定 を論じた一五本の論文を所収してい 岩村正彦「社会保障法と民法」を含 ース制の違法性について論じる。荒木 た公序論の展開を追いながら男女別コ では、裁判例および民法学を中心とし 条の二、同九〇条、そして労働契約_ 働関係法の現代的展開』(信山社)は、 中嶋士元也先生還暦記念論文集・労 土田道夫=荒木尚志=小畑史子編 労働法学における先端的なテーマ 和田肇「憲法一四条一項、民法一 -日本型ソフトロー・アプロ 訓示的・抽象的努力義務

の逸脱を認めるという、当事者意思に の真意による同意があれば法規定から し、半強行的規定群については労働者 定群」および「任意的規定群」に区分 護法を「強行的規定群」、「半強行的規 構成のための一つの試み」は、労働保 者の均衡を求めて――労働保護法の再 る。大内伸哉「従属労働者と自営労働 という公法的な面で意義あると論じ 漸進的に政策目的の実質的実現を図る れない一方で、社会的混乱を回避して 違反判断においても特に有意に考慮さ 後者について私法上の効果はなく公序

まえて論じる。森戸英幸「企業年金の 項に関わる判例および学説の検討を踏 性を中心に、フランスにおける目標条 れなかった場合に行われる解雇の有効 き、その導入要件および成果が達成さ 大している目標管理制度を念頭に置 は、成果主義的処遇の傾向のなかで拡 野田進「労働契約における目標条項 す政策であると積極的に位置づける 拡大であり、有期雇用の質的改善を促 はなく、労使にとっての雇用の選択肢 雇用不安定層の増加をもたらすもので し五年の上限延長(「中期雇用」)を 入された有期労働契約期間の三年ない て」は、〇三年労基法改正によって導 辺章「中期雇用という雇用概念につい 委ねた「労働者」概念を提示する。渡 す。岩出誠「職務発明と職務著作をめ ぐる諸問題 義務の要件を峻別すべきとの見解を示

『権利』や『義務』を設定しすぎてい 自由)と知的財産法上保護されるべき 労働法と知的財産法の交錯」は、労働 化できない付随的諸義務の規範的効果 るのではないか」というスタンスに立 法解釈学は、余りにも容易に契約上の 関する感想的素描」は、「最近の労働 義務を負うかについて論じる。中嶋士 重篤な結果に至るおそれのある場合 により精神疾患を発症した労働者につ 罹患した労働者の自殺に関する使用者 子「業務以外の要因により精神疾患に 法的諸論点について検討する。小畑史 で企業年金を受給している元従業員の 『受給者減額』」は、退職後に年金の形 の要件を厳格に捉えるという方向で両 比させ検討したうえで、競業避止義務 価値(知的財産たる営業秘密)とを対 法上保護されるべき価値(職業選択の 止義務と守秘義務の関係について-に疑問を提示する。土田道夫「競業避 って、その内容や範囲を(未だ)定型 元也「労働関係上の付随的権利義務に 使用者は労務管理上の配慮を行うべき いて、業務命令によって悪化や自殺等 の損害賠償責任」は、業務以外の要因 給付を減額することをめぐって生じる

と確認すべきであるとしている。 場合では質的に異なっており、日本で 当性判断を拒否するアメリカと日本の ものである。中窪裕也「『解雇の自由 となるメカニズムを示す。山川隆 された就業規則規定が労働契約の内容 する制度説の立場に立って不利益変更 川忍「労働契約と就業規則――不利益 後者に一元化することを主張する。野 行上の責任義務としての同義務構成を ての職場環境配慮義務構成と債務不履 にみられる不法行為上の注意義務とし 債務不履行責任を中心に」は、裁判例 る。奥山明良「職場のセクシュアル・ 例および立法の動向を中心に検討 て」は、職務発明・職務著作の帰属 は労基法一八条の二の導入によって 雑感――アメリカ法からの眺め」は、 に請求原因と抗弁のあり方を検討した 約告知をめぐって生じる訴訟形態ごと 要件事実論からみた覚書」は、変更解 「労働契約における変更解約告知― 変更論を素材として」は、論者の主張 ハラスメントと民事責任―― 解雇の自由」は最終的に克服された 解雇の自由」が、最初から解雇の正 職務発明の対価に関する最近の判 -使用者の

は、「法律学の学界全体にポストモダ 『市民社会の変容と労働法』(信山社) 横井芳弘 = 篠原敏雄 = 辻村昌昭

判例の動向を中心とし

現状を批判的に考察して議論していく 関するノート」は、磯田氏の基本的な る。遠藤隆久「グローバリゼーション 積してきた諸々の学問的認識、歴史認 ものであったと指摘する。辻村昌昭 定しつつそれを規準にしながら日本の 処理態度は本来の市民法的な原理を想 的発想と方法― 進著『労働法』(岩波新書)にみる法 題であると提起する。石井保雄「磯田 換」に関する最近の議論を検討し、戦 化」と定義した上で、「パラダイム転 く適用される現象を「労働法の市民法 対して新自由主義=市場原理が例外な と労働法の市民法化」は、労働市場に 論、法理論、国家論を批判的に検討す ならないとの観点から、その市民社会 論が現代においても独自の価値を有 原敏雄「沼田稲二郎『労働法論序説 名誉教授傘寿記念論文集でもある。篠 研究会」の成果であるとともに、横井 える」との趣旨で発足した「理論法学 後労働法学の意義の再検証が重要な課 し、一層理論的に豊富化されなければ ン的状況が浸透し始め、戦後法学が蓄 労働法解釈の方法論について! 学問的営為を行うという風潮を憂 および社会把握等と離れたところ 市民法学の視座から」は、沼田理 労働法原理の論理的構造』を読む 市民法的労働法学に

> 『法超越的批判と法内在的批判』方法 形成過程を分析・検討し、従業員代表 題」は、日本とドイツの従業員代表の 員代表と労働組合――その歴史と課 る「営業譲渡類似行為」と労働契約承 度の構造を踏まえ、会社分割の内実た 度との関連において」は、会社分割制 譲渡と労働契約の承継――会社分割制 らないと結論づける。梅田武敏「営業 性質決定とは相互に区別しなければな 働法の適用範囲の問題と、労働契約の は同視されるべきでないこと、また労 議論を分析し、特に雇庸と労働契約と ような役割を果たしているかに関する る対象をもつか、またそれぞれの規節 雇庸・請負・委任と労働契約はいかな 「雇庸・請負・委任と労働契約」は 対する批判等を検討する。鎌田耕 判と法内在的批判」との沼田方法論に 論の交錯を検討し、特に「法超越的批 民法の解釈と労働法の解釈をめぐる議 検討したものである。新谷眞人「従業 継問題を、営業譲渡に焦点をあわせて **適用にあたって契約の性質決定はどの** 、の批判論を中心的素材にして」は

> > は、 にする。 源」は、スイス集団的労働関係規制の とって参考となる点を指摘する。中野 契約を検討し、トライアル雇用制度に 目的・機能を有するドイツの職場編入 稔弘「トライアル雇用制度について に関する議論を分析・検討する。 就業形態を意味する「労働力事業主_ て、その全般的な内容と特徴を明らか は、中国労働法のテキストを素材にし 摘する。荒木弘文「中国労働法入門」 沿革と法源を分析して、その特質を指 郁男「スイス集団的労働関係規制の淵 -ドイツの制度との比較を中心に わが国のトライアル雇用と同一の

教科書その他

『労働法2(第五版) 働法第七版』(弘文堂)、④土田道夫= りである。①角田邦重=毛塚勝利=浅 法(法学教室ライブラリィ)』(有斐 むつ子=島田陽一=盛誠吾『労働法 **倉むつ子編『労働法の争点(第三版)** 豊川義明=和田肇『ウォッチング労働 (第二版)』(有斐閣)、③菅野和夫『労 (ジュリスト増刊)』(有斐閣)、②浅倉 、法律文化社)、⑥西谷敏=萬井隆令編 〔編〕 『新現代労働法入門(第三版)』 3 今期刊行された教科書等は以下の通 ⑤角田邦重=毛塚勝利=脇田滋 -個別的労働

働時間の柔軟化によって生じた新たな する議論を中心に」は、労働組織と労 と労働組合との対立関係は克服されて

いるとする。小俣勝治「労働者像の変

―ドイツの労働力事業主に関

院における講義を対象にしている。 判例を読み設問に答えるとの法科大学 『ケースブック労働法』(有斐閣)は、 尚志=島田陽一=土田道夫=中窪裕也 ック労働法』(弘文堂)、および⑨荒木 隆一=土田道夫=大内伸哉『ケースブ 四版)』(有斐閣)。⑧菅野和夫=山川 池高志編『労働法エッセンシャル(第 関係法』(法律文化社)、⑦清正寛=菊 水町勇一郎=村中孝史=森戸英幸

Ξ 個別研究

労働法一般

労働法制・労働契約法案

るとともに、労働法学におけるそれと よびドイツの民法学の視点から指摘す 努力義務規定は避けるべきであるし 請求権と形成権)の内容を規律」し、 利実現型」を考え、基本的には「労働 度を前提にした、労働者個人による権 制内容に関する覚書」(労旬一五九四) 制中間取りまとめ」の問題点を日本お 論」(季労二一〇号)は、「労働契約法 野川忍「対談/労働契約法制と民法理 て、規制内容を検討する。山本敬三= 契約上の当事者の権利義務(労働者の は、規制のあり方として「司法救済制 和田肇「『労働契約法』の性格と規

る。ほかに、小嶌典明「雇用・労働分 とめ』を読んで」(労旬一六〇〇)に 制の在り方に関する研究会中間取りま ものといえよう。「『今後の労働契約法 (ジュリー二九二) がある。 津博「労働契約法の制定に向けて」 と課題」(労働法令通信五八・一)、唐 六)、野川忍「労働法制をめぐる動向 野の法改正とその将来」(阪法五四・ まとめ」に対する見解が掲載されてい は、一四名の研究者による「中間とり 対比する内容となっており示唆に富む

労働紛争処理制度

2

働紛争解決システムと労働委員会の役 等)(ひろば五七・八)、山川隆一「労 〇三二)などがある。村田氏の一連の 解決制度の運営状況(講苑)」(中労 割(講苑)」(中労一〇三一)、駒場修 史「労働審判法の意義と今後の課題! い労働紛争処理制度の構築」(村中孝 立八〇周年記念論文集)、「特集/新し における労使紛争処理」(松山大学創 二)、同「都道府県の労政主管事務所 紛争処理制度の現状」(松山一六・ 五)、同「我が国における個別的労使 判制度の導入について」(松山一五・ 毅之「個別的労使紛争に関する労働審 | 「東京労働局における個別労働紛争 労働紛争処理制度に関しては、村田

> 制度が労使紛争の解決をめざして連携 度の内容と現状を分析し、それぞれの 協力することが重要であると指摘す 論文では、公的な個別労使紛争処理制

3 プライバシー・コンプライアン

使協議制・過半数代表等の団交以外の 業避止義務を論じる。竹地潔「労働者 果として「情報と労働法」(労働一〇 チャンネル)と労働者個人による情報 表などによる情報アクセス(団交、労 労働法」は、情報と労働法に関して総 アクセスに分けて論じる。砂押以久子 定という基本理念を重視して労働者代 セスを中心に」は、労働条件の対等決 条件の決定・変更に際しての情報アク による企業への情報アクセス――労働 し、これを踏まえて秘密保持義務と競 における情報の財としての特質を指摘 産的情報の保護と労働契約」は、企業 論的な検討を行う。石橋洋「企業の財 五)が刊行された。島田陽一「情報と 日本労働法学会第一〇八回大会の成

> 関係への影響」(労旬一六〇六) 制約に求めつつその正当性を論じる。 的根拠を公共の福祉による企業活動の させて」は、内部告発の正当化の規節 砂押以久子「個人情報保護法の労働 公益通報者保護法に関連 は

安全配慮」参照)がある。 については下記C6「労災・過労死・ 砂押以久子「労働者の健康情報とプラ 程をめぐる法律情報」、保原喜志夫 ては、中島士元也「健康情報の処理過 (季労二〇九) の中で本項目に関連し 「特集/過重労働と健康情報の管理 保護法の法的問題」(労旬一五九九)) と課題」(同)、國武英生「公益通報者 SRにおける公益通報者保護法の意義 と労働法」(季労二〇八)、中村博「C に、小畑史子「我が国におけるCSR まえて網羅的に分析している。ほか 影響を及ぼすのかを条文や指針等を踏 個人情報保護法が労働関係にいかなる イバシー」(過重労働に関わる諸論文 労働者の健康情報の管理について」

法科大学院

情報化社会における労働者の個人情

関する座談会である。参加者((司会) の労働法教育の現状や問題点、課題に 異なる教育が求められる法科大学院で Ć学会誌労働法一○五)は、学部とは 「法科大学院における労働法教育」

討している。小宮文人「内部告発の法

び電子機器を通じた労働者の監視を検 情報収集・管理の問題、健康情報およ 報とプライバシー」は、労働者の個人

> 受ける。また法科大学院における研究 れぞれの講義方法は異なるが、学部と 野田進=橋本陽子=三井正信=盛誠吾 労働裁判・労働立法の問題(覚書)に 科大学院と労働法――司法制度改革と 議論されている。ほかに、渡辺章「法 していかねばならない課題についても 者養成のあり方など、学会として検討 ふれて (講苑)」 (中労一〇三四) があ 大学院担当教員にとって有益な示唆を は異なる工夫がされている点は、法科 山田省三=吉田美喜夫=和田肇)そ

5

る。

題関心から労働法の見直しを図る論文 と労働法の将来ビジョンを展望する。 させて検討し、これに対する対抗理論 労働法制の動向を「構造改革」と関連 場と規制――『構造改革と労働法』を なにかを明らかにするとの基本的な問 権利主張がなされるための前提条件は おいて自己の権利をどう守るか、また 〇七)は、「普通の労働者」が職場に 主題として」(琉法七二)は、近年の である。矢野昌浩「労働法における市 労働法学のもう一つの視点」(季労二 道幸哲也「権利主張の基盤整備」 家戦略に向けて」(季労二〇八)があ 野川忍「対談/外国人労働者受入の国 樹各氏がそれぞれの立場から論じてい り、山川隆一(労働法学)、中山慈夫 今後の課題」(ジュリー二九六)であ は、「改正労働組合法における論点と て議論されている。第一回のテーマ である。特に労働契約法(案)につい る、連載開始にあたっての特別座談会 者、使用者側・労働者側弁護士)によ 彦=中山慈夫=宮里邦雄の四氏 (家族責任)への配慮」(ジュリー二九 興味深い対談として、依光正哲= 第二回は「配転命令と家庭生活 和田肇、畑守人、水野英 宮里邦雄(労働者側)各 (研究

いる。 「有期労働契約と雇止めの金銭補償」 「有期労働契約と雇止めの金銭補償」 「有期労働契約と雇止めの金銭補償」 「有期労働契約と雇止めの金銭補償」 「一建設業務と製造業務」 はかに、濱口桂一郎「労働法の立法

B 労働市場・雇用・少子高齢化と

察から得られるもの」(法協一二一・としての特質⑴~⑸完——比較法的考櫻庭涼子「年齢差別禁止の差別法理

解釈論と法政策論」(琉法七三)、石川浩「高齢社会と労働法――定年制の法策の到達点」(法時七七・五)、矢野昌

度の不利益変更をめぐる法律問題」が

中心に分析する。宮里論文は労働条件

の変更と解雇(普通解雇、整理解雇

一二、一二二・三、五一六、九)は、年齢差別規制に関してアメリカ法とド年齢差別規制に関してアメリカ法とド病的考慮の重要性を指摘し、募集・採策的考慮の重要性を指摘し、募集・採策的考慮の重要性を指摘し、募集・採策的考慮の重要性を指摘し、募集・採策的考慮の重要性を指摘し、募集・採策的考慮の重要性を指摘し、募集・採策的考慮の重要性を指摘し、募集・採策の年齢の年齢間のにある。日本法との関係では、雇用政治が表別、一二、一二二・三、五一六、九)は、

政論集七)がある。

本語集七)がある。

本語集七)がある。

本語集七)がある。

本語集七)がある。

介護休業法」(日本台湾法律家協会雑女性労働力を有効活用するための育児毅「少子高齢社会と育児休業制度――

C 雇用関係法

件改定と就業規則の不利益変更」、宮 について――裁判例の分析」、中野麻 理の分析を通じて」、本久洋一「営業 益変更をめぐる判例の傾向と理論的課 利益変更と労働者の『納得』-里邦雄「労働条件変更法理と解雇法理 木下潮音「定年延長等高齢者の労働条 をめぐる判例の整理と理論的課題」 美「成果主義を背景とする不利益変更 譲渡に際しての労働条件の不利益変更 つの覚書」、根本到「労働条件の不利 論」(季労二一〇)には、西谷敏「不 「特集/不利益変更の判例と最新理 -交錯と判断」、浅井隆「退職金制 ―おもに就業規則に関する判例法 労働契約論・就業規則論 しひと

ごとに就業規則の法的効力についての 場面における労働条件の不利益変更に 収録されている。西谷論文が総論的 緩和することを目的とする)労働条件 判断基準を定立することを主張する。 件」、「集団的労働条件」、「集団的な個 摘できる。根本論文は、就業規則に規 ついて論じているが、同時に、各論文 じ、それを受けて各論文はさまざまな を得られるルール作りの必要性を論 れのレベルにおける労働者の「納得 労働契約、労働協約、就業規則それぞ に、労働条件の決定・変更について、 の不利益変更の問題について裁判例を の不利益変更、浅井論文は退職金制度 定年延長に伴う(あるいはその影響を じ、木下論文は高年齢者を対象にした 金導入に伴って生じる法的諸問題を論 中野論文は就業規則による成果主義賃 に分析し、その傾向を明らかにする。 の不利益変更が争われた裁判例を詳細 本久論文は、営業譲渡に伴う労働条件 に三分することを提案し、各労働条件 別的労働条件」(「中間的労働条件」) 定される労働条件を「個別的労働条 め」に対する問題意識があることを指 の在り方に関する研究会中間取りまと の根底には前記「今後の労働契約法制

取り上げ、裁判例における労働条件変 更と解雇法理の適用の相違を指摘す 雇止め)が交錯する場合の法的問題を

法としての労働基準法⑴~⑶」(広法 規制との関係」(季労二〇七)、および 度の合理化と法規制――労働条件変更 とから、ここでは論文名を指摘するに 者の論文はいずれも連載途中であるこ 二八・二~四)の連載があるが、後三 (亜大四〇・一)、三井正信「労働契約 と労働契約法制における位置づけ⑴ 三)、川田知子「有期労働契約に関す 連において⑴⑵」(山口五三・二一 約の基本的諸問題——法と政策との関 労働契約に関わって、柳沢旭「労働契 四)、浜村彰=野川忍「対談/賃金制 「現代就業規則論の課題」(島法四八・ の理論的問題点を指摘する遠藤昇三 ほかに、就業規則についての法規説 - 有期労働契約の法的性質

労働者概念・使用者概念

「労働者概念の再構成」(季労二〇九) 分野である」という考えに拠り、指揮 観点から実現することを目的とする法 (雇用・労働条件を含む)保障という が、労働法は「生存権保障を労働権 労働者概念に関しては、川口美貴

> とらわれず、労働市場に参入する「自 者でない者」をすべて労働法の対象と ら労務を給付し、その対象としての報 命令下の労働の有無やその雇用形態に 性基準」の問題点を指摘するが、本論 する従来の判断基準である「使用従属 酬を支払われる者であって、独立事業 ける新たな基準の定立が詳しく論じら を労働者性判断の基本的要件と位置づ 文では事業者性(ないし非事業者性) すべきとの見解を示す。また、鎌田耕 一一・七=八)も、労働者性を判断 「労働基準法の労働者概念」(新報

ランティアの法的地位を定める法律 考察」(志林一〇二・二)、さわやか福 用者保険法における被保険者概念の一 がある。また、就業形態の多様化を意 について検討する大場敏彦「ボランテ 祉財団がその制定を提唱している「ボ 識し社会保険制度における被用者概念 ィア認知法案の検討――ボランティア について論じるものとして清正寛「被 て公表された論文をまとめた柳屋孝安 現代労働法と労働者概念』(信山社) そのほか、これまで当該問題に関し

念」(労旬一五八五)は、論者が従来 和田肇「労働契約における使用者概 と労働者概念」(労旬一五九六)があ

るかを分析・検討したものである。 社外工類型」・「親子会社類型」・ に拡張される場合の三類型(「派遣・ 裁判例においてどのように展開してい の類型ごとに適用される法理が最近の 「営業譲渡類型」)について、それぞれ

から主張してきた使用者概念が第三者

3

るのか、また、「男女賃金差別訴訟に 九頁)と一般的にいえるかといった点 事する仕事・職務の内容を意識的に争 おいて……原告女性と男性労働者の従 すれば日本の性差別賃金問題は解消す 主張するように、職務評価制度を導入 に論じた書としても興味深い。同書が れており、理論的のみならず、実践的 で行った職務分析の研究成果が収めら ペイ・エクイティ研究会が実際に企業 同書には、著者もそのメンバーである む)の可能性を模索するものである。 労働同一賃金原則適用(法制化を含 金格差の形成要因を分析し、同一価値 点化していくことが必要」(同書二八 (有斐閣)は、日本における男女間賃 について、今後の議論を促す礎となる 価値労働同一賃金原則の可能性 森ます美『日本の性差別賃金――

相澤美智子「男女雇用平等の新段階

るべきとの主張を展開している。ほか に、同報告書を検討するものとして浜 おいて間接差別は立法により禁止され である。相澤論文は、まず、同報告書 告書」(労働一〇五)は、二〇〇四年 研五三八)がある。 田冨士郎「均等法の現状と課題」(労 の検討課題の狭さを批判したうえで、 策研究会報告書について考察するもの た間接差別法理の検討を行い、日本に (労研五三八)は、欧米で発展してき よび問題点を指摘している。また、同 各検討課題についての評価すべき点お 六月に発表された男女雇用機会均等政 |間接差別法理の内容と適用可能性_ -男女雇用機会均等政策研究会報

げるにとどめる。 座による労働法再構築(総論) 途中であるので、ここでは論文名を挙 (愛媛三一・三=四)があるが、 そのほか、笹沼朋子「ジェンダー視 (1)

人事(賃金を含む)

「キャリア権をどう育てていくか?」、 緩和論からみた裁量労働制の再検 逢見直人「労働組合からみた成果主義 徹底型賃金制度と労働法」、諏訪康雄 賃金の検証」、林和彦「労働法の規制 労二〇七)には、土田道夫「成果主義 「特集/成果主義と能力開発」(季

労働契約」、内田勝久「環境変化にお 態」、清水敏「公務員法における能力 ている。 けるキャリア形成の課題」が収録され 司「成果主義人事における能力開発と ・成果主義人事と人材育成」、有田謙 伊藤実「成果主義の理念と実

成果主義人事の前提条件として位置づ を深めていく必要性があるように思 おける「能力開発」の位置づけの相違 概念の定立を提唱している。各論文に る労働者の権利として職業キャリア権 者で異なる)、諏訪論文は成果主義と ける一方で(ただしその法的性質は両 土田論文および有田論文が能力開発を 高まっているとはいえよう。しかし、 力開発を論じるべきかについても議論 からわかるように、いかなる文脈で能 は直接に関連させず、憲法から導かれ 労働者の能力開発の重要性がより一層 成果主義人事が拡大している現在

道夫+山川隆一編『成果主義人事と労 「成果主義人事とその法的規制の方向 旬一五九一―九二)には、緒方桂子 「成果主義人事の理念と現実――土田 「特集/成果主義賃金の検討」(労 労働法』の検討」、小越洋之助 土田道夫『成果主義入事と労働契

> 道夫=山川隆一編『成果主義入事と労 び経済学(小越論文)の観点から土田 例の動向」が収録されている。前二者 寛「成果主義人事をめぐる最近の裁判 働法』の問題提起と関連して」、武井 審判決が判例集等に掲載された裁判例 的に検討するものであり、武井論文は 年)に所収されている土田道夫「成果 働法』(日本労働研究機構、二〇〇三 を整理したものである。 二〇〇〇年以降二〇〇四年末までに一 主義人事と労働契約・労働法」を批判 は、主として労働法(緒方論文)およ

格の法理」(季労二〇七)がある。 田信平「人事システム改革と配転・降 型賞与と労働法」(同法五六・六)、 そのほか、土田道夫「企業業績連動

5

て」(同)は、懲戒処分事由発生時か 後になされた懲戒処分の効力につい 京高裁判決を契機にして」(労旬一五 る『時の経過』――ネスレ日本事件東 て深めた議論が行われることはなかっ 議論されてきたのは、使用者の懲戒権 八〇)、角田邦重「長期間を経過した た。野田進「企業懲戒権の行使におけ の法的根拠であり、懲戒手続論につい 従来、懲戒制度に関わって中心的に

> 学説・裁判例により形成されてきた懲 て、角田論文がドイツ労働法において 時間的間隔の問題を論じており、野田 解雇の法的効力について争われたネス ら七年以上経過した後に行われた懲戒 **戒処分および即時解約に関する法的ル** いる懲戒処分についての定めを、そし 論文がフランス労働法典に規定されて を通じて、処分事由発生時と処分時の ある。両論文はいずれも比較法の視点 に、懲戒手続論について論じたもので ・二・二五(判例集未登載)を契機 レ日本霞ヶ浦工場事件東京高判平一六 ルを参照しながら、日本における解

石 釈論を展開している。

災保険制度が直面する課題と将来 マネジメントの観点からみた民事の損 ぐる近年の判例動向— 題」、岩出誠「過労死・過労自殺をめ 過労自殺労災認定の現状と今後の課 関連しては、岡村親宜「過労死・過労 害賠償問題を中心に」、品田充儀「労 自殺救済の労災補償法理――過労死・ 理」(季労二○九)のうち、本項目に 「特集/過重労働と健康情報の管 労災・過労死・安全配慮 -企業のリスク

策をとることが必要であるとする。

ドを引き起こさないよう意識した法政 災者の職場復帰を目的とした方策を積 その直面する課題を指摘する。そのう 文は、労災保険制度の現状と同制度を 認定基準私案を提示する。また品田論 であること、労使双方にモラルハザー 外認定の基準を緩和することには慎重 極的に開発していくべきこと、業務上 同制度の独自性を維持するために、被 えで、労災保険制度の将来像として、 取りまく環境の変化を整理・分析し、 れを踏まえて、それぞれについて労災 ついて、その現状と課題を分析し、そ ならびに精神障害・自殺の労災補償に うち、岡村論文は過労性脳・心臓疾患 コンプライアンス等」を参照)。この ついては、前記A3「プライバシー・ れている(健康情報に関わる諸論文に 起因する七つの視点と支援」が収録さ 藤敏子「就労者の精神的な健康障害に

判例の再検討⑴」(近法五二・一)が 連載途中の三柴丈典「安全配慮義務裁 素材に」(労旬一五八八)、ならびに、 における時効論――秩父じん肺訴訟を =富永由紀子=山内一浩「じん肺訴訟 島田浩孝=鈴木剛=井上聡=高木太郎 配慮義務について」(同法五六・六)、 そのほか、上田達子「使用者の安全

日本的心性のなかでの過重労働」、 像」、大野正和「変容する職場集団と

佐

本の 一一伊予銀行事件鑑定意見書」(労旬 一一伊予銀行事件鑑定意見書」(労旬 一五八九)は、伊予銀行事件(松山地 判平一五・五・二二労判八五六号)の 判平一五・五・二二労判八五六号)の 判平一五・五・二二労判八五六号)の 対関係の成否と派遣元との間の雇用契 あり、派遣先と派遣元との間の雇用契 あり、派遣先と派遣元との目の雇用契 が関係の成否と派遣元の形式的・名目的性 いる。

そのほか、実際の派遣会社における そのほか、実際の派遣会社における
一大师を手ががりに」(大原社研五五〇
大师を手ががりに」(大原社研五五〇
年五五一)がある。

o その他

ででいる。 野田進「長期休暇の法的課題── 野田進「長期休暇の法的課題── 野田進「長期休暇の法の取得に関 では、日本における年休の取得に関 する現況を分析し、日本において長期 する現況を分析し、日本において長期 する現況を分析し、日本において長期 する現況を分析し、日本において長期 する現況を分析し、日本において長期 する現況を分析し、日本において長期 する現況を分析し、日本において長期

そのほか、永野秀雄「連載/知的財

本敬三編『職務発明』有斐閣所収)が年(1)②」「パブリシティ権」(季労二〇七〜二一〇)、および土田道夫「職務七〜二一〇)、および土田道夫「職務を明とプロセス審査」(田村善之=山

D 労使関係法

ある。

プロ野球

一二)は、人間的な怒り・坑議のあら「プロ野球のストライキ」(法時七六・びCSRの観点から分析する。武井寛観点とコーポレート・ガバナンスおよい、とコーポレート・ガバナンスおよい、といいのであり、大阪のでのでいる。土田道夫「プロ野球選手会のストラーニ)は、人間的な怒り・坑議のあいた。

「プロ野球球団合併と労働組合」(中労りを指摘する。直井春夫「プロ野球労使紛争と労働委員会(1)~(3)完」(中労使紛争と労働委員会(1)~(3)完」(中労地の当事者としての選手会とプロ野球渉の当事者としての選手会とプロ野球渉の当事者としての選手会とプロ野球渉の当事者としての選手会とプロ野球労の当事者としての選手会とプロ野球球団合併と労働組合」(中労力から労使紛争解決機関としてのその方から労使紛争解決機関としてのその方から労使紛争解決機関としてのその方から労使紛争解決機関としてのその

2 労組法改正

労組法(不当労働行為制度)改正に 労組法(不当労働行為制度)改正に がユリー二八四)では、村中孝史 「がエリー二八四)では、村中孝史 「が祖法改正と集団的労働紛争処理」 「が祖法改正と集団的労働紛争処理」 「が祖法改正と集団的労働紛争処理」 「不当労働行為制度の課題と労組法改正の意義」が、不当労働行為審査が抱える。「特集

3 その他

たのか――先行研究の概観」(彦論三の組織化』はどのように議論されてきのとして、山田和代「『未組織労働者のとして、山田和代「『未組織労働者

がある。 田知彦「労働組合の発言は有効 団訴訟と時効問題」)(労旬一六〇五 年期限との関連」、松本克美「鉄建公 効力および再就職促進特別措置法の三 と消滅時効の主張について」、清水建 任」、加藤晋介「時限立法による解雇 谷敏「JR採用差別と鉄建公団の貴 争の経過と鉄建公団訴訟の意義」、西 当労働行為責任」(萩原健太「国鉄闘 前浦穂高「組織再編をめぐる労使協議 的起源に関する一考察」、中村圭介= 海員争議---『終身雇用』慣行の歴史 結果から」、仁田道夫「一九四六年の 日本人の意識の変遷――一九七三~二 か?」、間淵領吾「労働組合に関する 研究」(中村圭介「縮む労働組合」、野 法科大学院論集一)、「特集/労働組合 三井正信「組織強制の法理(1)」(広島 性・客観性・公開性」(彦論三四九)、 る問題(8)完-大和田敢太「労働者代表の選出をめぐ の研究出下」(大原社研五五七一八)、 五〇)、栗田健「『日常的な労働組合』 無効」、佐藤昭夫「労働委員会命令の 夫「不当労働行為と一九九〇年解雇の ○○三年に実施された各種世論調査の 一)、「特集/鉄建公団訴訟の意義と不 地方自治体の事例」)(東社五六・ -選任方法・基準の公平

E 公務員関係法

即して争議行為を規制する方向への政 保大研究報告四九・二)、松村洋「公 の労働安全衛生に関する一考察」(海 「国家公務員である危険物事故対応者 策転換を提起する。他に、清水敏「地 的に禁止することから、公務員を含め 特別な地位に着目して争議行為を全面 時間外労働 九七号)、萬井隆令「公立学校教師と 教職員の地位と労働組合」(労旬一五 察」(季労二〇九)、西谷敏=米津孝司 務員法上の措置要求制度に関する一考 合活動」(労旬一六〇七)、梅津隆弘 公法における在籍専従および時間内組 訪」(自治総研三一○)は、公務員の ・運用上の問題点」(龍法三八・一) た公的サーヴィス従事者の職務内容に 和田肇「公立大学法人化にともなう |水敏「公務員の労働基本権問題再 -給与特別措置法の解釈

・ 大学における労使関係

反の申告と告発・告訴――国立大学法するものとして、深谷信夫「労基法違が労使関係の当事者となる問題に関連が労使関係の当事者となる問題に関連が労使関係の当事者となる問題に関連

衡処遇原則」)(日科四○・五)があ 「大学非常勤講師の労働条件向上と均 法人化と非常勤講師問題」、渡辺隆司 善の陳情と成果」、志田昇「国立大学 「文部科学省・厚生労働省への処遇改 史・雇用実態・展望」、松村比奈子 夫「大学非常勤講師組合の運動-集/大学非常勤講師はいま」(南雲和 態と均等待遇」(労旬一五七九)、「特 四八)、江尻彰「大学非常勤講師の実 ける労働問題の歴史的教訓」(彦論三 おけるレッドパージ事件――大学にお 康一八九)、大和田敢太「滋賀大学に 払い残業解消の取り組み」(労働と健 山勝夫「滋賀医科大学における賃金不 の経験から」(労働と健康一八八)、 「大阪大学における教員の裁量労働制 学/法文学部論集一八)、長野八久 事の女性差別改善のために」(愛媛大 る日契約職員とは何か――愛媛大学人 法人愛媛大学契約職員就業規則におけ (労旬一五八五)、笹沼朋子「国立大学 人における不払い残業問題を契機に 西

G 外国労働法

1 アジア

ィループにおける労使関係の動態――韓国については、佐々木武夫「現代

四)、中林吉幸「ドイツにおける大学ける規制の相互関係」(岡法五四・

-教授採用・賃金決定を中心

に」(上法四八・一)がある。 変化を中心に」(西南学院大学商学論変化を中心に」(西南学院大学商学論 集五一・三=四)、鄭光燮「韓国にお 集五一・三=四)、鄭光燮「韓国にお ける地方政府の労働市場政策への新たける地方政府の労働市場政策への対しての

判例の動向」(日本台湾法律家協会雑判例の動向」(日本台湾法律家協会雑君「台湾の両性工作平等法の立法と裁法の展開と労働契約法総論」(久留米法の展開と労働契約法総論」(久留米本の展開と労働契約法総論」(久留米本の展開と労働対方。 (久留米本の展開と労働契約法総論)(久留米本の展開と労働対方。

ヨーロッパ

誌四)がある。

を中心に」(労旬一五七九)がある。を中心に」(労旬一五七九)がある。 を中心に」(労旬二・一)、小早川真理「雇用に(日政四二・一)、小早川真理「雇用に(日政四二・一)、小早川真理「雇用には、中国の監接――教貧法と福祉国家とは、一日ののでは、神屋孝安「EU労臣」については、神屋孝安「EU労臣」については、神屋孝安「EU労

「ドイツにおける労働条件規制の交錯 近の実情」(岡法五四・三)、藤内和公 和公「ドイツにおける従業員代表の最 務の観点から」(三重短一二五)、 度障害者法における雇用政策の展開 職業訓練制度の課題と展望――ドイツ 係の均等処遇⑴――ドイツ有期労働契 係法制の成立と展開(1)②完」 (法学六 方向性を現実的なものとして指摘して を、連邦労働裁判所判例とともに検討 化のための集団的労働法の最近の動向 ツ法による規制緩和と労働条件の柔軟 の展開」(学習院四〇・二)が、 解雇制限法、及び集団的労働法の最近 険法改革の動向――ハルツ立法、 次シュレーダー政権の労働法・社会保 (亜大三九・二)、小西啓文「ドイツ重 のデュアルシステムと日本への示唆 約判例法における正当事由」(国問研 八・三―四)、石原和子「有期労働関 いる。ほかに、原昌登「ドイツ労使関 し、協約の開放条項を通じた分権化の 一二三)、川田知子「ドイツにおける ドイツについては、橋本陽子「第一 -就労支援・職業能力形成・配慮義 -産業レベルおよび企業レベルにお

ライバシー権序説――情報自己決定権 属産業における雇用保障と労働条件を 原則の実現に関する一考察」(労旬一 事業所の正規従業員との間の均等待遇 均等待遇原則――派遣労働者と派遣先 雄「ドイツにおける派遣法の弾力化と 真三「労使関係形成に関する日独比較 を中心に」(立命二九九)がある。 **倉田原志「ドイツにおける労働者のプ** めぐる労使対立」(大原社研五五五) 五九四)、高橋友雄「最近のドイツ金 て」(府経五〇・二=三=四)、大橋範 の諸論点田――労働組合を中心とし 向」(立正三八・二、三九・一)、西沢 高橋賢司「甦る解雇の自由⑴⑵-る議論を参考に」(九国法政論集七)、 合意の法的効力――ドイツ労働協約法 に作成されない労働組合と使用者間 イツ法における解雇規制の新しい動 (Tarifvertragsgesetz)一条二項に関す に」(島法四八・四)、西川昇吾「書面 フランスについては、野田進「フラ

村文人「フランスにおける労使関係と対する改革法が成立」(外法二二度に関する改革法が成立」(外法二二度に関する改革法が成立」(外法二二度に関する改革法が成立」(外法二十分がある。

差別禁止法の観点から」(中大院三 「イギリスにおけるコーポレート・ガ 関与者の選任・研修システムにつ 個別労働紛争処理制度における労使の 「イギリス・ドイツの労使が関与する 業業績の向上にもつながる『調和策 川聡「障害者雇用における使用者の調 組織率の変化」(岩大AL七五)、長谷 (九法八八)、山下幸司「英国サッチャ 頼条項というimplied termを中心に 動向に関する一考察——黙示的相互信 雇用契約におけるimplied termsの新 て」(判タ一一五六)、龔敏「イギリス バナンス改革と労働組合」(広経二七 女性パートタイム労働者の増加と組合 (関東学院一四・三=四)、増田正勝 **―政権下における労働時間の柔軟化** ン調和策』から学ぶこと旧仲下− イギリスについては、中垣内健 藤森克彦「英国の『仕事と生活 田口典男「イギリスにおける ――一九九五年イギリス障害者

> ら。 編⑴~⑷」(島法四八・一~四)があ鈴木隆「イギリス雇用差別禁止法の再を目指して」(時法一七二四~二六)、

(大原社研五五四)がある。 (大原社研五五四)がある。 (lavoro non regolare)と『正規化』 (lavoro non regolare)と『正規化』 論七七・四=五)、宮崎理枝「高齢者 論ではいる外国人の非正規労働 でで、「高齢者」 (大原社研五五四)がある。

「スウェーデンの労働裁判所―― 革」(日蘭学会通信一一二)がある。 「労働者の請求により労働時間を変更 制の機能と限界」(明治学院大学法科 集権的労使関係を前提とした労使参審 三)、同「オランダモデルと労働法改 法』(WAA) の意義」(彦論三五 する権利――オランダ『労働時間調整 について」(東経法八)がある。 の懲戒解雇制度の構造と若干の問題点 て⑴」(創法三四・三)、同「スペイン 別労働関係制度に関する法整備につい ペインにおける障害をもつ労働者の特 スウェーデンについては、両角道代 オランダについては、大和田敢太 一中央

3 アメリカ・カナダ

に対する雇用上の『便宜的措置義務 「『雇用上の年齢差別禁止法』 田〉である。) 古〉、三C〈緒方〉、三D~G〈大和 素材に」(名城五四・一=二)がある。 qualified)と年齢差別の成否――アイ 武「人事採用における資格過剰(over の比較研究②」(北園四〇・二)、 とその制約法理――アメリカ・カナダ ○○)がある。また、中川純「障害者 治大学経営論集五二・三=四)、高須 に」(府経五〇・二=三=四)、黒田兼 Inc. v. Cline連邦最高裁判決を中心 General Dynamics Land 逆年齢差別をめぐる法的諸問題 ルランドとアメリカの調停・裁判例を の組織化田下」(労旬一五九八、一六 裕彦「ロサンゼルスの在宅介護労働者 一「アメリカの人事労務管理の現況 (執筆分担は、一、二、三A、B〈名 ア -賃金制度からのアプローチ」(明 メリカについては、 Systems 岡 の下での 田

スペインについては、岡部史信

「ス

(おおわだ・かんた 滋賀大学教授)(おがた・けいこ 香川大学助教授)(なこ・みちたか 金沢大学教授)

大学院ローレビュー一・一)がある。

化の枠組と理念を分析する。他に、松に転換を迫り、新たな契約政策と契約

労働協約のシステムにおける大胆な改

労使関係の基本構造と思想

(法政七一・三)が、団体交渉および二○○四年フィヨン法の紹介と検討.ンスにおける団体交渉制度の改革----